



退職互助部 療養補助金制度について



退職互助部の主な事業の一つが療養補助金制度です。

内容に入る前に、まず、国の医療保険制度についてみていきます。

自己負担限度額について<70歳未満>			(2020年4月1日現在)	
自己負担割合	所得区分		ひと月の自己負担限度額	
			1回目～3回目	4回目以降
3割	上位所得者	ア	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1%	140,100円
		イ	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%	93,000円
	一般	ウ	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%	44,400円
		エ	57,600円	44,400円
	住民税 非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

※回数は、過去12か月以内に自己負担限度額を超えた回数

高額療養費制度という各健康保険に共通の制度があります。医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が加入している健康保険から払い戻されるという制度です。

この自己負担限度額は、70歳未満と70歳以上で内容が違います。

70歳未満の場合、

自己負担割合(窓口支払い)は3割。そして、それぞれ所得の金額に応じて自己負担限度額が所得区分の「ア」から「オ」と分かれています。

たとえば「一般」の所得区分が「ウ」の場合、80,100円+(総医療費-267,000円)×1%で計算した額を超える窓口負担があると、その越えた分は加入している健康保険から払戻しがあるということです。

特別な収入などない限りは「一般」の「ウ」か「エ」に該当していきませんが、逆に、「エ」の場合でもひと月57,600円までは自己負担しないといけないことになります。

自己負担割合		ひと月の自己負担限度額	
自己負担割合	所得区分	個人単位 (通院のみ)	世帯単位 (通院及び入院)
3 割	現役並みⅢ	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% ※4回目以降は、140,100円	
	現役並みⅡ	167,400円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% ※4回目以降は、93,000円	
	現役並みⅠ	80,100円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% ※4回目以降は、44,400円	
2 割	一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 ※4回目以降は、44,400円
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※過去12か月以内に世帯単位(通院及び入院)の自己負担限度額を超えたことが、4回以上あった場合、4回目以降は44,400円となる。

70歳以上の場合

自己負担割合は現役並みの所得がある方は3割で、それ以外は2割となります。所得区分が6段階に分かれていて、70歳未満の場合と同じようにそれぞれ所得の金額に応じて自己負担限度額が決まっています。

たとえば所得区分が「一般」の場合、外来でひと月18,000円を超えるとき、外来と入院を合計してひと月57,600円を超えるとき、その越えた分は加入している健康保険から払戻しがあるということになります。

年金収入のみの場合は、「現役並みⅠ」または「一般」に該当します。

このように自己負担限度額が決められていますが、入院等した場合はひと月の自己負担額は高額になっていきます。

この自己負担に対して、退職互助部では医療費の補助を主な事業として行っています。

給付内容について

「病気」や「ケガ」による「通院・入院」に要した「医療費」について給付します。
「通院・入院日数」の限度なく給付します。

「健康保険証」を使って支払った医療費の「自己負担額」が給付の対象です。

「1件（1レセプト）」ごとに給付の算定をします。

1レセプトにつき
自己負担額から**2,000円**を控除した**8割**を給付
(100円未満切捨て)

※会員負担は1レセプトにつき1万円を上限
※単年度受診分の給付額上限は50万円



※通院・入院の日数制限はありません。
※すべての保険治療について給付対象です。

【1レセプトとは?】

「保険証毎」「医療機関毎」
「月毎」「入院・外来毎」
に分けたものです。



※民間の「医療保険」では
対象にならない
「歯科治療」も給付されます！

1レセプトとは、「保険証毎」「医療機関毎」「月毎」「入院・外来毎」に分けたものです。

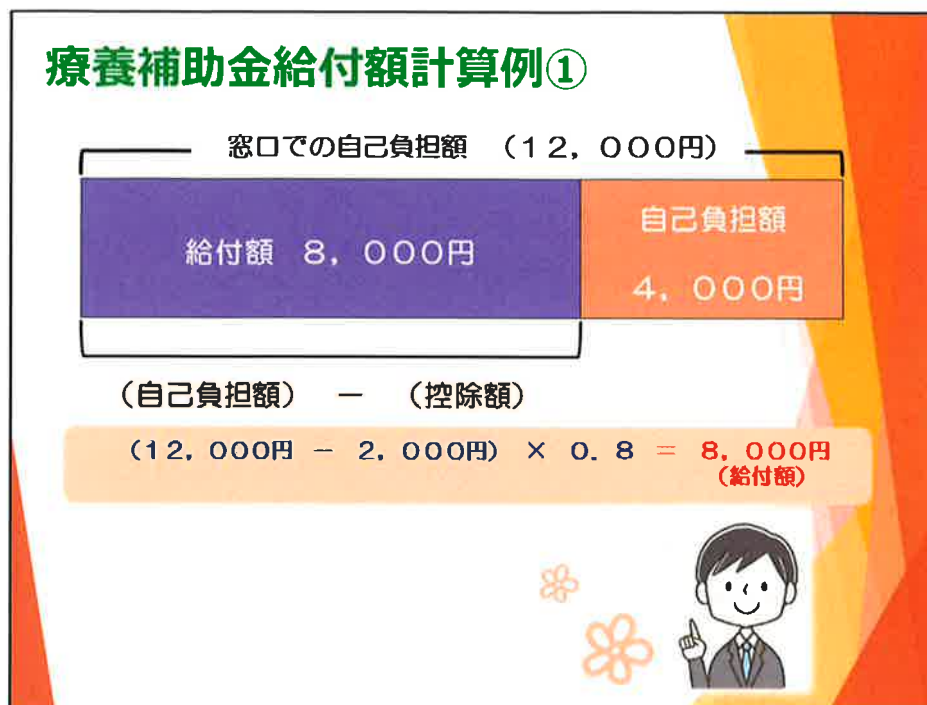
たとえば、4月に受診してA内科とB薬局を受診した場合は「内科」と「処方箋薬局」それぞれレセプトが作成されますので、4月は2件となります。

次に8月に受診してC歯科に3回受診した場合は、それぞれ受診月・医療機関が同一になりますので合算したものが1件となります。

民間の保険では「歯科治療」は対象になりませんが、互助会の療養補助金では給付の対象になります。

療養補助金はこの1件(1レセプト)ごとに2,000を控除した8割を給付しています。

療養補助金給付額計算例①

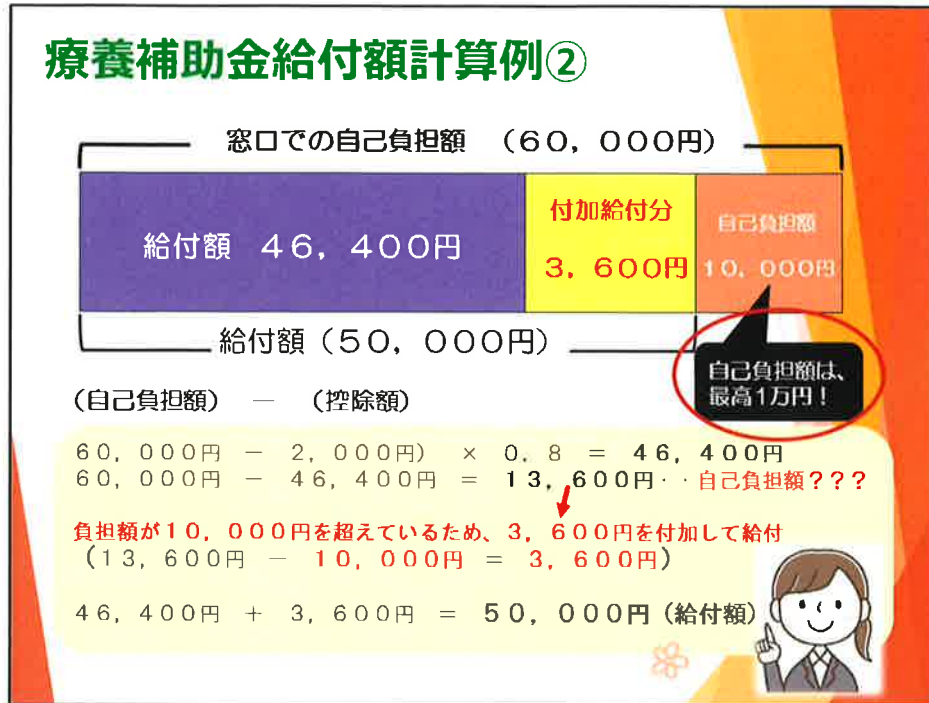


例えば窓口での自己負担額が、12,000円であった場合

12,000円から2,000円を控除した額の8割を給付しますので給付額は8,000円になり、給付後の自己負担額は4,000円となります。

このように1レセプトごとにこの計算を行いまして、給付額の算定をしていきます。

療養補助金給付額計算例②



さらに、1レセプトごとの給付後の自己負担額が1万円未満で済むように給付をおこなっていますのでその計算例をみていきます。

例えば窓口での自己負担額が、60,000円であった場合、60,000円から2,000円を控除した額の8割を給付しますので給付額は46,400円になります。60,000円から46,400円を引くと13,600円となり、自己負担額が1万円を超えているため、超えた分の3,600円も付加して給付します。そのため、最終的な給付額は5万円ということになり、給付後の自己負担額は1レセプトにつき1万円ですむということになります。

例1) 「公立学校共済組合の保険証」の場合



健康保険別に医療費の計算例をみていきます。

公立学校共済組合の保険証を使った場合(再任用または2年間の任意継続制度の場合)

まず、共済組合から25,000円を越える分が付加給付として給付されます。

そのため、25,007円から給付の計算をします。

退職互助部に参加いただくと、18,400円の給付があり、最終自己負担は6,607円となります。

加入しないときは、25,007円が自己負担となります。

例2) 「協会けんぽ」や「国保」など付加給付のない保険証の場合



ただし、高額療養費制度の所得区分に応じて自己負担額は異なります

再就職先の健康保険が協会けんぽの場合や、2年間の任意継続制度がおわり、国民健康保険などに加入した場合

窓口支払いが80,407円であった場合、退職互助部に加入すると、1万円を越える70,407円を療養補助金として給付しますので、最終自己負担額は1万円ですむことになります。

退職互助部に加入しない場合は、80,407円がそのまま自己負担になります。

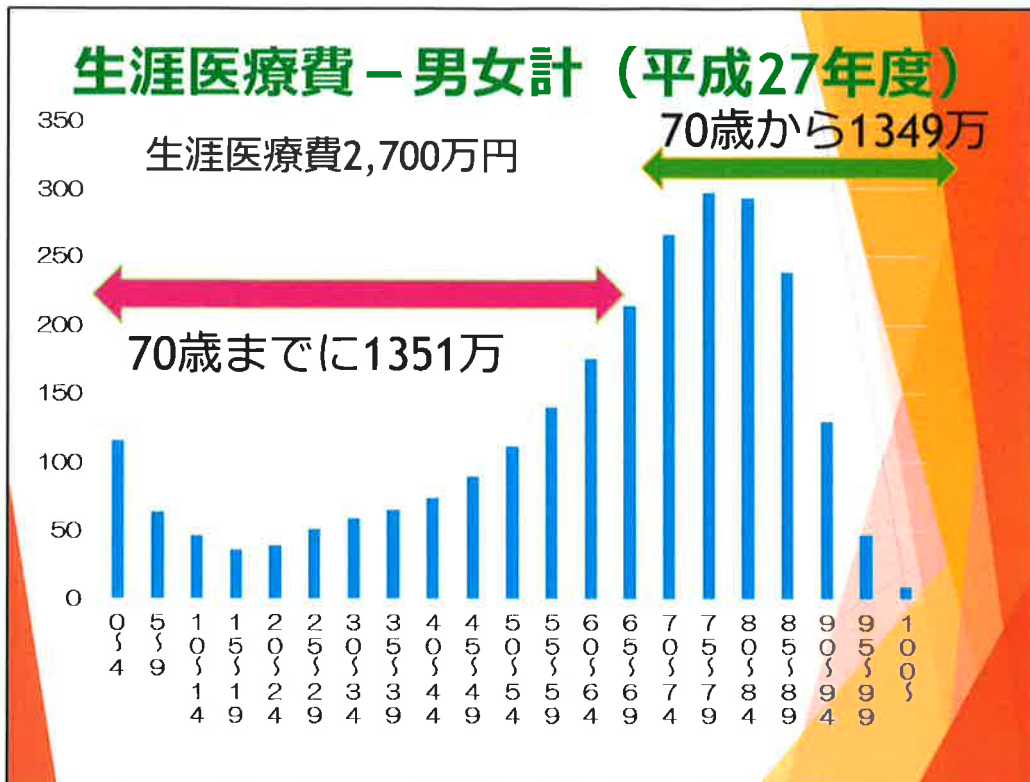
ただし、高額療養費制度の所得区分に応じて窓口支払いの自己負担額は異なります。

注意事項などについて

- 予防接種や人間ドックの費用、入院時の食事代、差額ベッド代、マッサージなど**健康保険対象外のものは給付の対象外**です。
- 加入している健康保険の保険者から払い戻し（付加給付など）や市町村からの医療費の助成がある場合には、自己負担額からその額を差し引いた金額が給付の対象となります。
- 請求期限は、受診月の翌月から起算して**2年**以内です。

療養補助金制度についてはいくつかの注意事項があります。

ご一読いただき、加入についてご検討ください。



ご加入を検討いただく際の参考として、厚生労働省の資料から生涯医療費をみていきます。



この表でわかるように70歳までにかかる医療費と70歳からかかる医療費はほぼ同じくらいという試算が出ています。

現在、平均寿命が男性81歳、女性87歳、健康寿命が男性で72歳、女性で74歳となると9～13年の健康でない状態が続くことも予想されています。将来の医療費の負担に備えて、加入を検討いただければと思います。

なお、配偶者は、退職者本人と同時でないとは加入することはできませんので、加入について一緒に検討していただきたいと思います。

ただし、配偶者が現職会員である場合は、配偶者本人が退職時に「退職者本人」として加入することができます。

2020年度 退職互助部事業一覧

事業名	事業の概要									
1 療養補助金制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病又は負傷によって療養を受けたとき 給付額：1件につき自己負担額から2,000円を控除した額の8割 ※加入者の負担は1件につき10,000円を超えない ※単年度受診分の給付限度額 500,000円 									
2 障害給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員が身体障害者手帳の交付を受け、かつ重度心身障害者医療費受給資格者の場合、年度1回5,000円を給付 									
3 長寿祝金	<table border="0"> <tr> <td>70歳(古希)</td> <td>5,000円</td> <td>77歳(喜寿)</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>88歳(米寿)</td> <td>20,000円</td> <td>99歳(白寿)</td> <td>30,000円</td> </tr> </table>	70歳(古希)	5,000円	77歳(喜寿)	10,000円	88歳(米寿)	20,000円	99歳(白寿)	30,000円	
70歳(古希)	5,000円	77歳(喜寿)	10,000円							
88歳(米寿)	20,000円	99歳(白寿)	30,000円							
4 宿泊補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定宿泊施設に宿泊したときに補助 ただし、年度内の総泊数の上限は15泊 補助額：県内 1,500円 県外2,000円 									
5 人間ドック補助	<table border="0"> <tr> <td>・ 1日健診</td> <td>自己負担：6,000円</td> <td>定員250名</td> </tr> <tr> <td>・ 頭部MRI検査</td> <td>自己負担：8,000円</td> <td>定員200名</td> </tr> <tr> <td>・ 眼科検診</td> <td>自己負担：2,000円</td> <td>定員200名</td> </tr> </table> 	・ 1日健診	自己負担：6,000円	定員250名	・ 頭部MRI検査	自己負担：8,000円	定員200名	・ 眼科検診	自己負担：2,000円	定員200名
・ 1日健診	自己負担：6,000円	定員250名								
・ 頭部MRI検査	自己負担：8,000円	定員200名								
・ 眼科検診	自己負担：2,000円	定員200名								

※詳しくは、ガイドブック7ページをご覧ください。

「地区の区分」

地区	居住地
中央南	大淀川以南で国道220号線・源祿町境までの西側の宮崎市
中央東	大淀川以南で国道220号線・古城町境までの東側の宮崎市 (旧田野町・清武町を含む)
中央北	大淀川以北で国道10号線より東側の宮崎市(旧佐土原町を含む)
中央西	大淀川以北で国道10号線より西側の宮崎市(旧高岡町を含む)及び国富町、綾町
県南	日南市、串間市
都北	都城市、北諸県郡
西諸	小林市、えびの市、西諸県郡
児湯	西郷市、児湯郡
日向	日向市、東臼杵郡
延岡	延岡市
西臼杵	西臼杵郡

退職互助部では県内を11地区に分けています。
各地区では、それぞれ様々な“地区事業(レクリエーションなど)”を行っています。